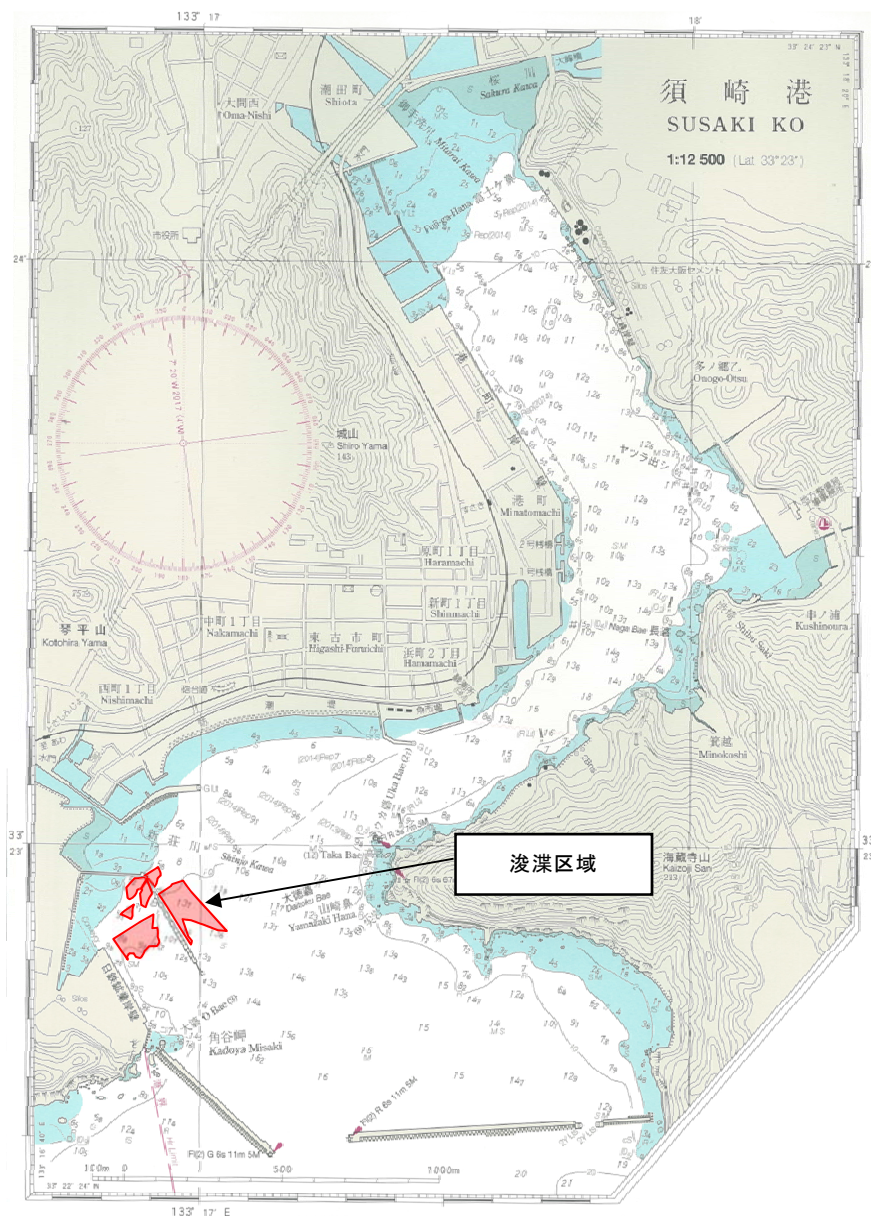


別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

1. 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は、高知県須崎市に存する須崎港（重要港湾）の図 1.1 に示す範囲である。また、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図 1.2、各調査地点の採取層、底生生物調査の有無及び調査日は表 1.1 に示すとおりであり、表層（海底下 0～0.5m）のみの地点はスミス・マッキンタイヤ型採泥器による採取、2 層以上の地点はアクリルパイプを用いた柱状採泥又はボーリングによる採泥を行った。

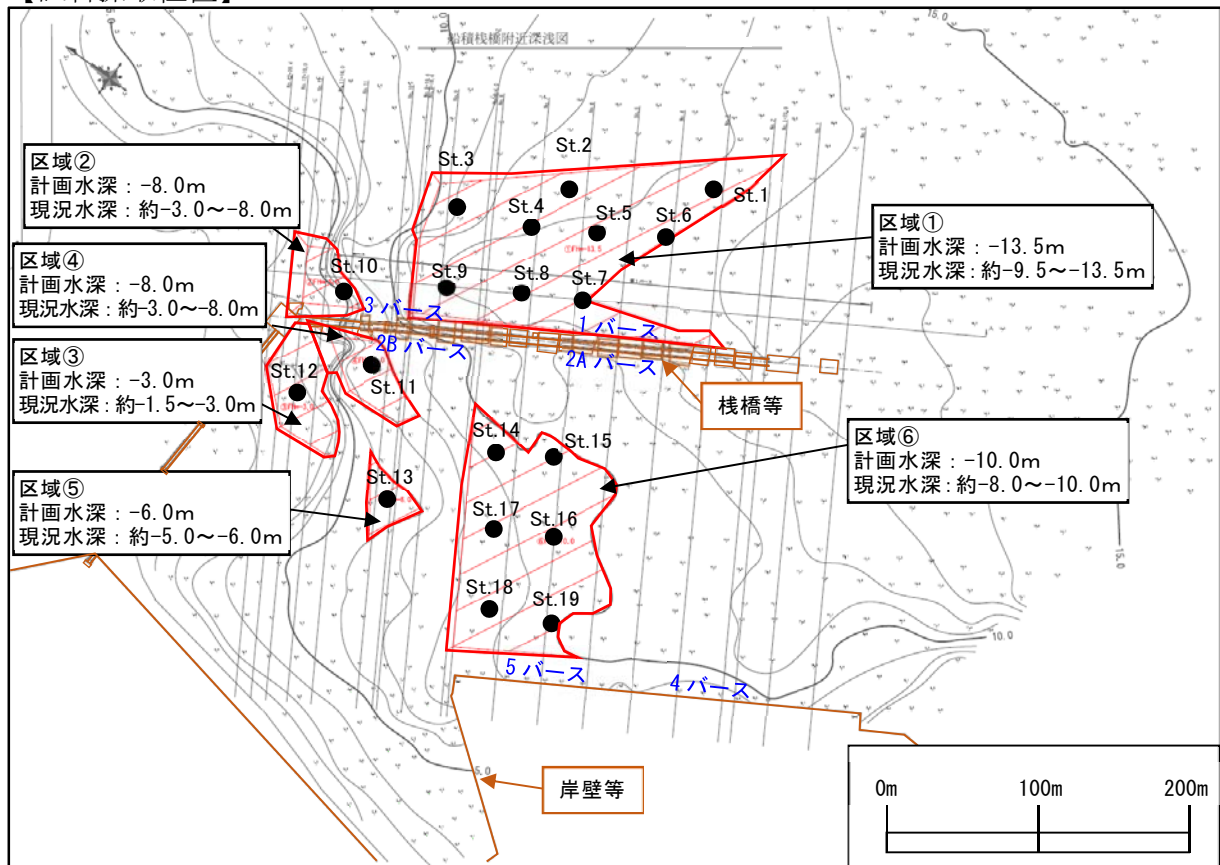
【浚渫区域】



資料：海上保安庁（平成 29 年 9 月）「海図 W105 須崎港及付近」より作成

図 1.1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域

【試料採取位置】



資料：上図は弊社が2017年（平成29年）12月に実施した測量結果より作成

注）1. 上図の赤線の区域は浚渫区域である。

2. 計画水深は、当該水域で利用される船舶の満載喫水等を基に設定した水深を表す。各区域の計画水深の設定根拠は以下のとおりである。

区域①：使用船舶の満載喫水：14.14m、バースの水深=14.14m×1.1=15.6≒16m（参考値）

※この区域に接岸する船舶は石灰石の積出であり、喫水調整を行っている。本バースの計画水深はD.L.-13.5mとしているため、船舶の喫水は計画水深になるように石灰石の積出量を調整している。

区域②：使用船舶の満載喫水：6.92m、バースの計画水深=6.92m×1.1=7.6≒8m

区域③：船舶の回頭のため最小限必要な水深（-3.0m）とした。

区域④：区域②と同様

区域⑤：船舶の回頭のため最小限必要な水深（-6.0m）とした。

区域⑥：使用船舶の満載喫水：8.37m、バースの計画水深=8.37m×1.1=9.2≒10m

図 1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表 1.1 試料採取の各調査地点の採取層、底生生物調査の有無及び調査日

調査地点 (浚渫区域)	採取層	底生生物 調査有無	調査日	調査地点 (浚渫区域)	採取層	底生生物 調査有無	調査日
St. 1 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで)	○	2018年 7月19日	St. 11 (区域④)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	○	2018年 7月6日
St. 2 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで) 1.5m層(海底下1.0mより深く1.5mまで)	—	2018年 7月13日	St. 12 (区域③)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	○	2018年 7月6日
St. 3 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで) 1.5m層(海底下1.0mより深く1.5mまで) 2.0m層(海底下1.5mより深く2.0mまで) 2.5m層(海底下2.0mより深く2.5mまで)	○	2018年 7月12日	St. 13 (区域⑤)	表層(海底下0～0.5mまで)	○	2018年 7月19日
St. 4 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	—	2018年 7月5日	St. 14 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	—	2018年 7月5日
St. 5 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで)	—	2018年 7月19日	St. 15 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	—	2018年 7月5日
St. 6 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで)	—	2018年 7月19日	St. 16 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	—	2018年 7月5日
St. 7 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで)	—	2018年 7月19日	St. 17 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで) 1.5m層(海底下1.0mより深く1.5mまで) 2.0m層(海底下1.5mより深く2.0mまで)	○	2018年 7月11日
St. 8 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで)	○	2018年 7月19日	St. 18 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで) 1.5m層(海底下1.0mより深く1.5mまで) 2.0m層(海底下1.5mより深く2.0mまで)	—	2018年 7月14日
St. 9 (区域①)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	—	2018年 7月5日	St. 19 (区域⑥)	表層(海底下0～0.5mまで)	—	2018年 7月19日
St. 10 (区域②)	表層(海底下0～0.5mまで) 1.0m層(海底下0.5mより深く1.0mまで)	○	2018年 7月6日				

注) 調査地点は、図 1.2 の試料採取位置の調査地点名と一致する。

2. 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点は図 1.2、分析結果は表 2.1 に示すとおりである。試料採取地点数は 19 地点である。これらは以下に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

- ・図 1.2 に示すように各区域で計画水深が異なっており、各区域内で代表する地点を設定した。
- ・区域①と区域⑥の地点は、概ね 50m 間隔で均等に配置した。
- ・各地点では浚渫する深さが異なるため、浚渫する深さに応じて 50cm 層厚ごとに分割して採取した。

各調査地点の分析結果は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 48 年政令 201 号）により定める特定水底土砂の判定基準を下回っている。

また、当該水域は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域の指定」（昭和 48 年環境庁告示 18 号）の水域ではない。

したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表 2.1 (1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	St. 1(区域①)		St. 2(区域①)						St. 3(区域①)										判定基準
		表層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	1.5m層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	1.5m層	判定	2.0m層	判定	2.5m層	判定	
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003mg/L以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3mg/L以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	2mg/L以下
弗化物	mg/L	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	15mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.5mg/L以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2mg/L以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2mg/L以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.5mg/L以下
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40mg/kg以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.31	○	0.48	○	0.21	○	0.15	○	0.041	○	0.038	○	0.021	○	0.02	○	0.0044	○	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 試料採取日(調査日)は図 1.2 に示すとおりである。

2. 調査地点の()は浚渫区域を表す。

3. 判定基準は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第6号)」により定める水底土砂に係る判定基準である。

表 2.1 (2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	St. 4 (区域①)				St. 5 (区域①)		St. 6 (区域①)		St. 7 (区域①)		St. 8 (区域①)		St. 9 (区域①)				判定基準
		表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	表層	判定	表層	判定	表層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003mg/L以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3mg/L以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	2mg/L以下
弗化物	mg/L	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	15mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.5mg/L以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2mg/L以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2mg/L以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.5mg/L以下
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40mg/kg以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.41	○	0.66	○	0.69	○	0.89	○	0.44	○	0.26	○	0.28	○	0.27	○	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 試料採取日 (調査日) は図 1.2 に示すとおりである。

2. 調査地点の () は浚渫区域を表す。

3. 判定基準は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和 48 年総理府令第 6 号)」により定める水底土砂に係る判定基準である。

表 2.1 (3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	St. 10(区域②)				St. 11(区域④)				St. 12(区域③)				St. 13(区域⑤)		St. 14(区域⑥)				判定基準
		表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003mg/L以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3mg/L以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	2mg/L以下
弗化物	mg/L	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	15mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.5mg/L以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2mg/L以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2mg/L以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.5mg/L以下
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40mg/kg以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0016	○	0.0016	○	0.0037	○	0.0025	○	0.005	○	0.0037	○	0.084	○	0.005	○	0.0056	○	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 試料採取日(調査日)は図 1.2 に示すとおりである。

2. 調査地点の()は浚渫区域を表す。

3. 判定基準は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第6号)」により定める水底土砂に係る判定基準である。

表 2.1 (4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	St. 15(区域⑥)				St. 16(区域⑥)				St. 17(区域⑥)								判定基準
		表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	表層	判定	1.0m層	判定	1.5m層	判定	2.0m層	判定	
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003mg/L以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3mg/L以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	2mg/L以下
弗化物	mg/L	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	15mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.5mg/L以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2mg/L以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2mg/L以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.5mg/L以下
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40mg/kg以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.061	○	0.16	○	0.15	○	1.2	○	0.048	○	0.3	○	0.14	○	0.17	○	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 試料採取日(調査日)は図 1.2 に示すとおりである。

2. 調査地点の()は浚渫区域を表す。

3. 判定基準は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第6号)」により定める水底土砂に係る判定基準である。

表 2.1 (5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

項目	単位	St. 18(区域⑥)								St. 19(区域⑥)		判定基準
		表層	判定	1.0m層	判定	1.5m層	判定	2.0m層	判定	表層	判定	
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
有機燐化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1mg/L以下
P C B	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003mg/L以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3mg/L以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	2mg/L以下
弗化物	mg/L	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	<1	○	15mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	<0.03	○	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.5mg/L以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2mg/L以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2mg/L以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.5mg/L以下
有機塩素化合物	mg/kg乾泥	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40mg/kg以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.02mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	<0.006	○	0.06mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	<0.003	○	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.2mg/L以下
ベンゼン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.1mg/L以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.22	○	0.27	○	0.28	○	1.1	○	0.09	○	10pg-TEQ/L以下

注) 1. 試料採取日(調査日)は図 1.2 に示すとおりである。

2. 調査地点の()は浚渫区域を表す。

3. 判定基準は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第6号)」により定める水底土砂に係る判定基準である。